

令和3年度 安房地域市民後見推進業務

市民後見人啓発講演会開催要項

1 趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等のために判断する力が十分ではない人が、契約や財産管理等をおこなうことが困難な場合に、本人にとって不利益が生じないように支援する「安心して生活する権利」をまもる制度です。

本講演会は、安房地域の現状と成年後見制度に関する基礎的な知識、市民後見人の必要性について住民の皆さまに広く知っていただくことを目的に開催します。

2 主催 安房地域権利擁護推進センター

3 日時 令和3年8月28日(土)13時30分～15時30分

4 会場 オンライン(Zoom)による開催

5 対象者 成年後見制度に関心のある方、元親族後見人の方

6 日程

13:00 13:30 13:35 14:10 15:10 15:25 15:30

受付	開会	制度説明	講演	質疑応答	閉会
----	----	------	----	------	----

7 内容

●制度説明

内容 「安房地域の現状と市民後見人の活動」
講師 弁護士 岡本 吉平 氏
青山法律事務所
安房地域権利擁護推進センター 運営委員会 委員長
権利擁護専門員 宮原 孝行 権利擁護推進センター

●講演

内容 「意思決定支援と市民後見活動の意義」
講師 弁護士 水島 俊彦 氏
日本司法支援センター(法テラス) 常勤弁護士
厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議 委員

8 参加費 無料

9 定員 80名

10 参加申込 [令和3年8月23日\(月\)までにGoogleフォーム\(下記QRコード\)または
\(https://forms.gle/qiQte42oRhozJVSy8\)](https://forms.gle/qiQte42oRhozJVSy8)よりお申し込みください。

11 事務局 鴨川市社会福祉協議会 安房地域権利擁護推進センター (担当:宮原)
鴨川市八色887番地1 TEL:04-7093-5000 / FAX:04-7093-0623

